

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024年（令和6年）の診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションバッチでは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を算定します。

（訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円/月）

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る施設基準に準じ、当ステーションでは以下の通り実施しております。

- ①厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求の実施
- ②マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制の整備
- ③医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、および活用し、より質の高いサービスの提供
- ④上記③に関する訪問看護ステーションのウェブサイトへの掲載

令和8年2月
訪問看護ステーションバッチ